

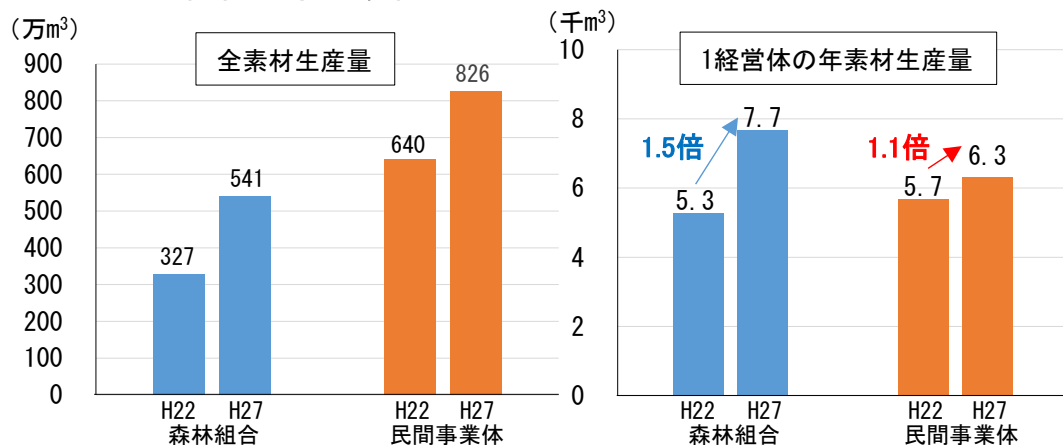
林業経営と林業構造の展望①

令和 2 年11月
林野庁

林業経営体の現状

- 森林組合、民間事業体ともに素材生産量は増加。
- 素材生産規模別に見ると1万m³以上の経営体数が増加しており、アンケート調査でも素材生産量が増加しているとの回答が多い。反対に、造林・保育面積は減少しているとの回答が多い。
- しかし、造林・保育事業の今後の見込みとして、「拡大したい」、「進出したい」という意見が多く見られる。

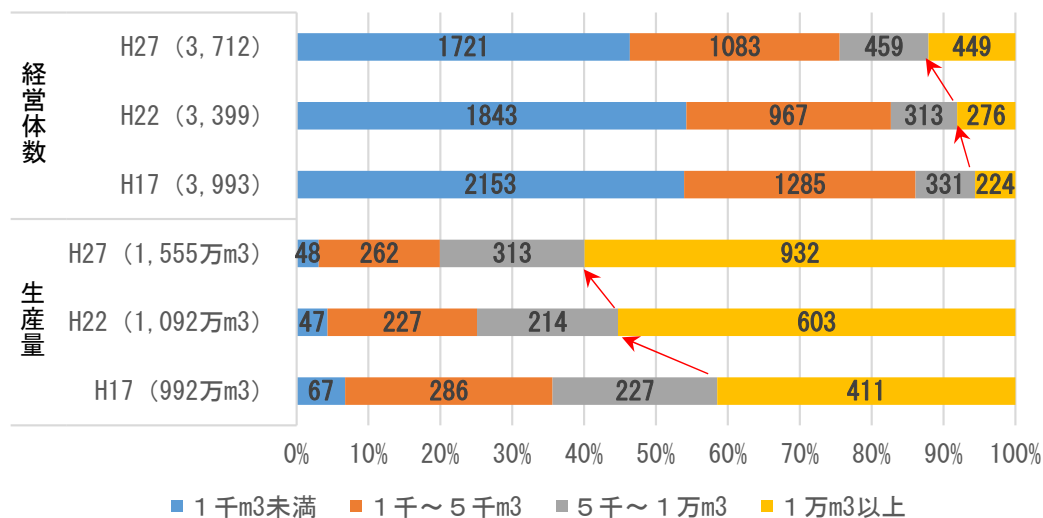
林業経営体の事業規模



資料：農林業センサス（素材生産を行った経営体数と素材生産量）。

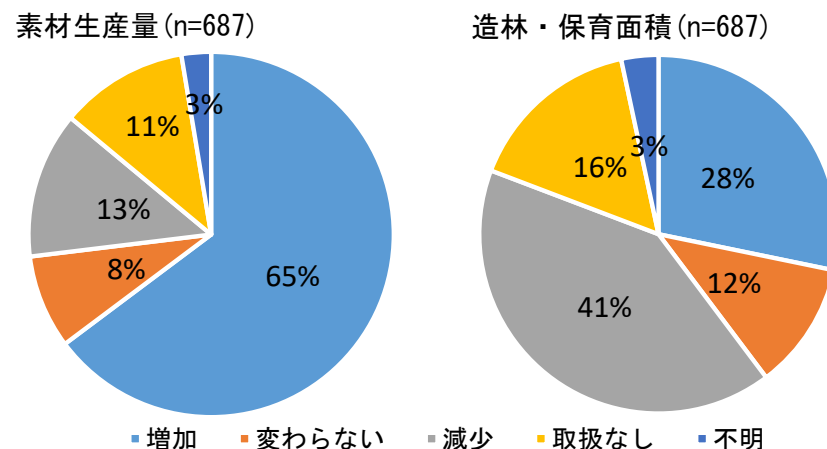
注：民間事業体は法人経営体のうち会社の値。

規模別の素材生産事業体の状況



資料：農林業センサス（受託又は立木買いにより素材生産を行った林業経営者）

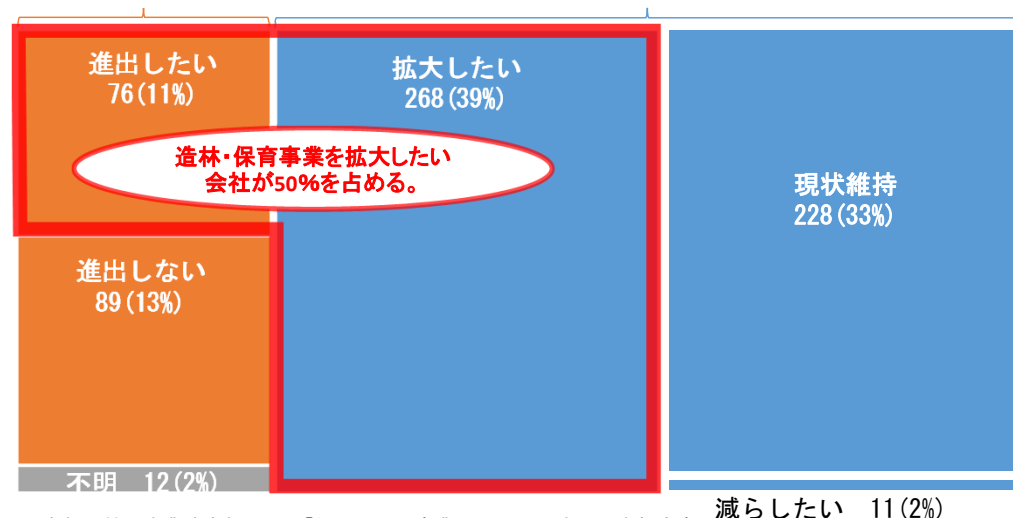
10年前からの事業量の変化（アンケート調査より）



資料：林野庁業務資料（H30「緑の雇用」事業の評価に関する調査報告書）

今後の造林・保育事業量（アンケート調査より）

造林・保育作業を行っていない・不明177 (26%) 造林・保育作業を行っている507 (74%)

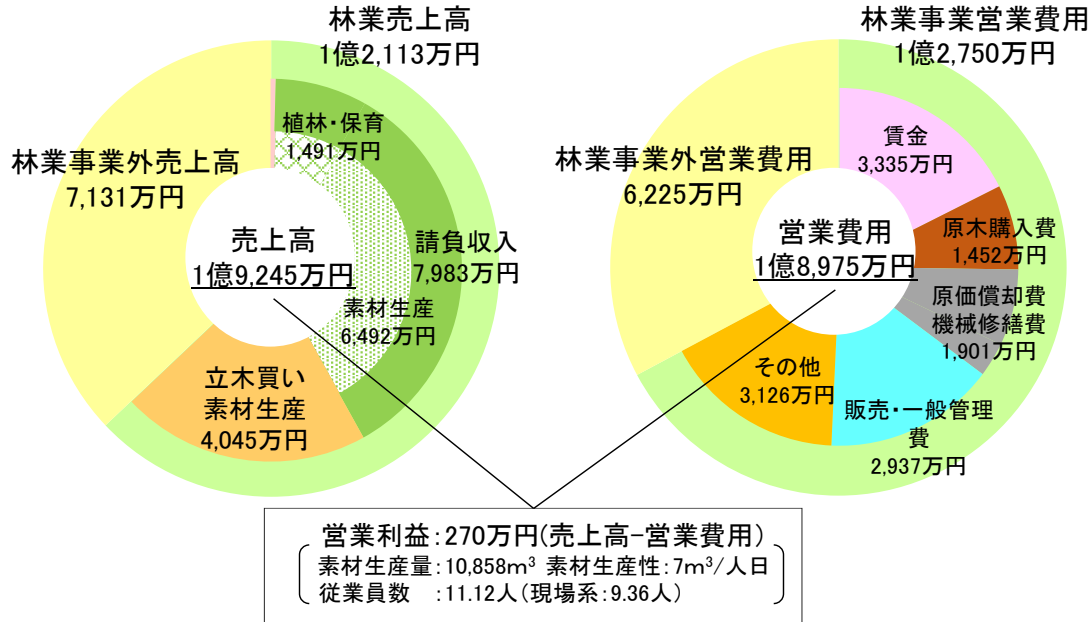


資料：林野庁業務資料（H30「緑の雇用」事業の評価に関する調査報告書）

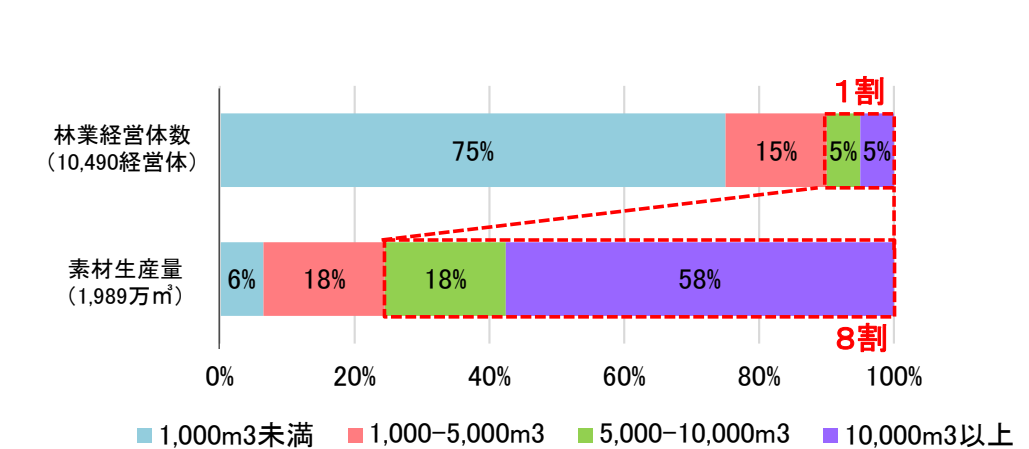
林業経営体の経営状況

- 林業経営統計調査における会社経営体の経営状況をみると、全国平均で営業利益は270万円（素材生産量は平均 1 万 m³程度）。
- 規模別にみると、総じて売上高が大きくなるにつれ、経常利益が高くなるなど経営は安定。これは、従業員の効率的な配置や高性能林業機械の稼働率の向上などの余地が増えることが影響しているものと推察。
- 我が国の素材生産は、生産量が5,000m³以上の経営体が全体の生産量の8割を占め、常勤雇用されている従事者の5割が生産量5,000m³以上の経営体に雇用されていることから、経営と雇用の安定を図るには、これらの層をより充実させていくことが必要。

会社経営体（全国平均）の経営状況（n=48）

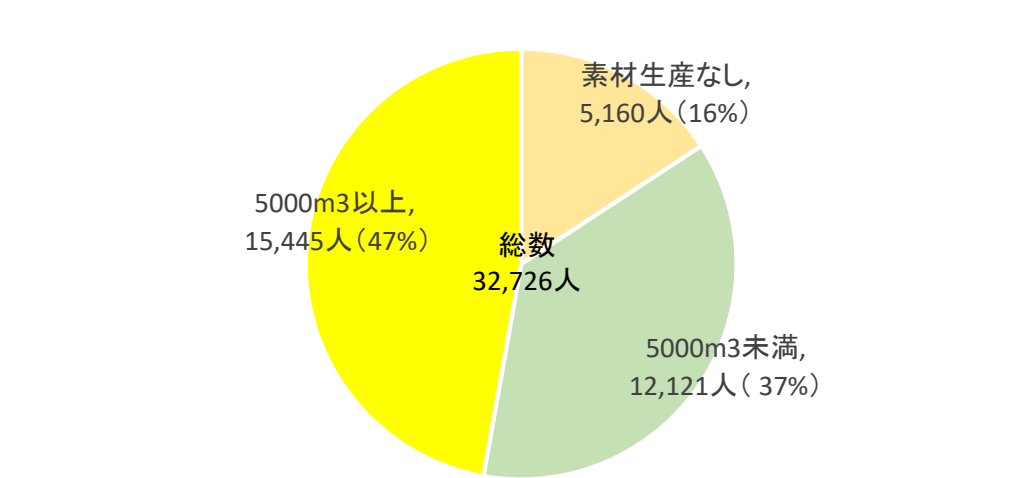


素材生産を行った経営体と素材生産量



資料: 農林水産省「2015年農林業センサス」

所属経営体の素材生産規模別の常勤雇用者



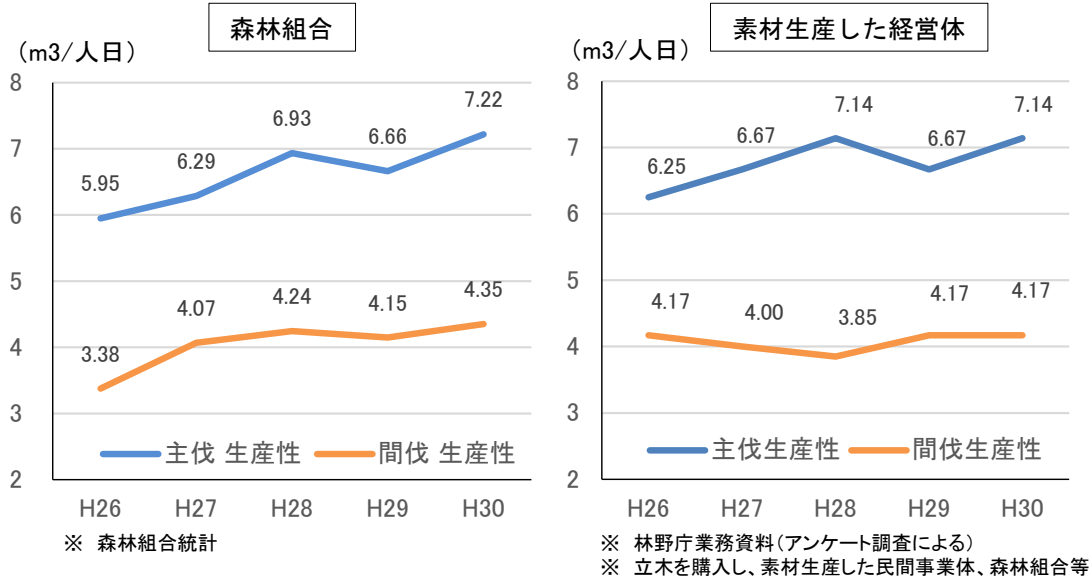
資料: 農林水産省「2015年農林業センサス」

資料: 農林水産省「H30 林業経営統計調査」
※林業事業とは、立木販売、素材生産をして販売等を行うことである。
※林業事業外とは、自ら営む素材の加工を行う製材業や農業等である。

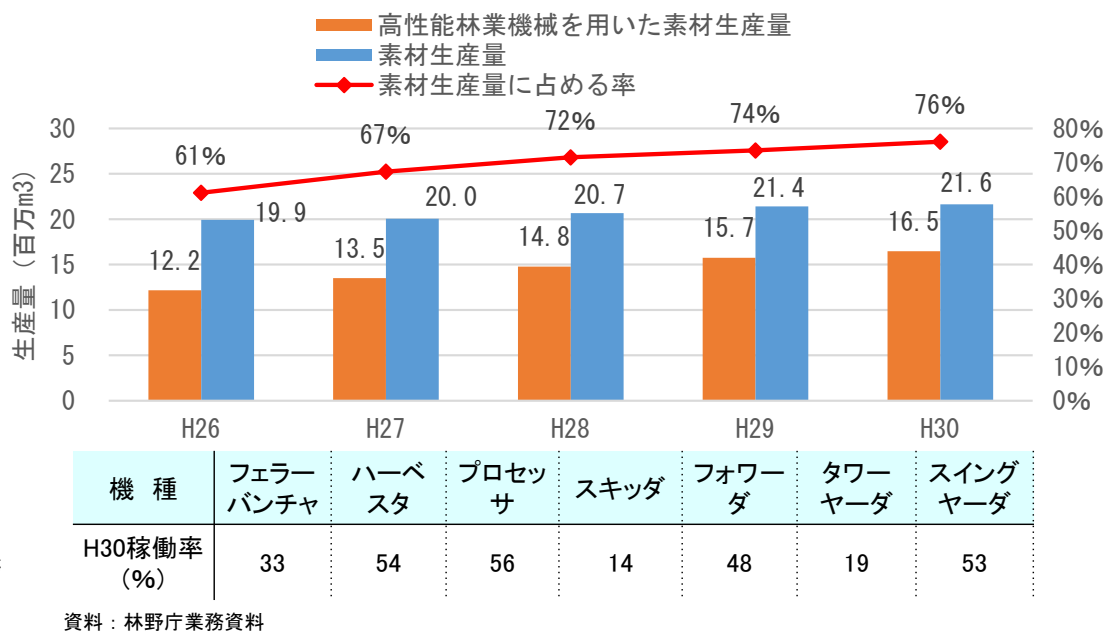
林業経営体の生産性等

- 素材生産性は向上しつつあるが、十分な水準には至っていない状況。
- 高性能林業機械の普及により高性能林業機械を用いた素材生産量は増加しているが、稼働率を高めることが課題。
- また、機械化が進んでいない造林作業においては、労働強度が高く、その軽減を図る必要。

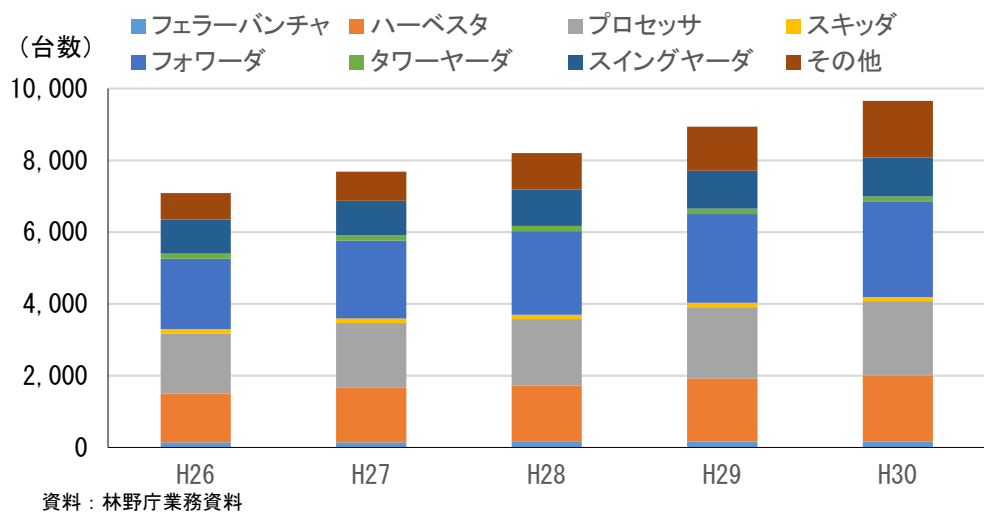
林業経営体の生産性



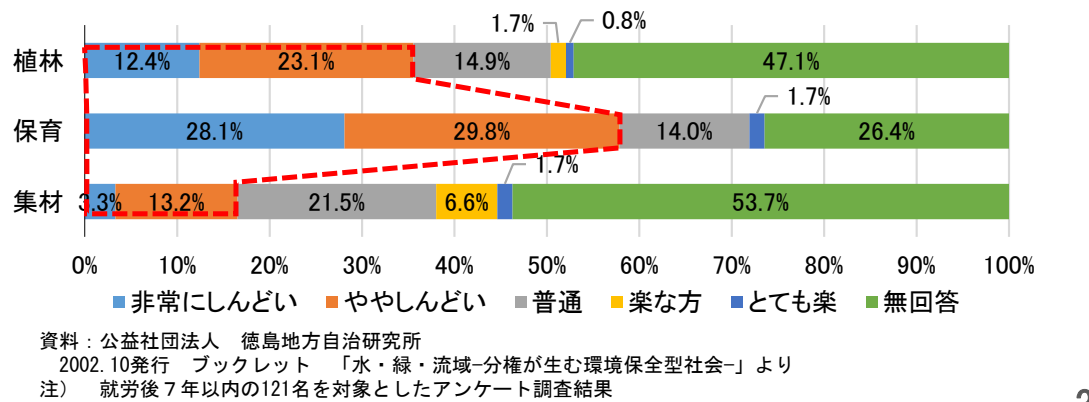
高性能林業機械を用いた素材生産量と稼働率



高性能林業機械の導入状況



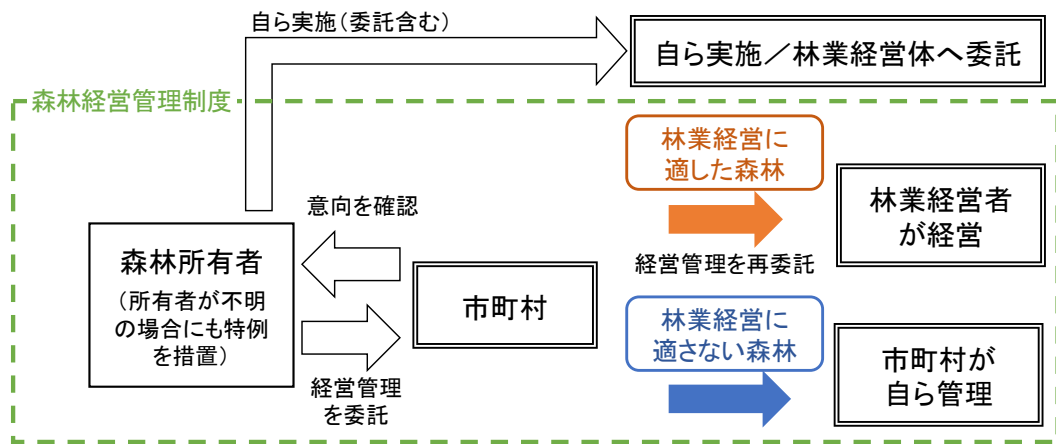
造林作業の労働強度



林業経営をめぐる新たな動き

- 人工林の半数が利用期を迎える中で、林業経営をめぐっては、平成31年度より森林経営管理制度が導入され、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐ仕組みが開始。
- また、林地取得等により、製材工場や市場等の川中事業者が林業経営を行う事例も見られる。

■ 森林経営管理制度の導入と林業経営



○森林経営管理制度を担う者の基準（抜粋）

- 生産量の増加又は生産性の向上
素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる等の目標を有していること
- 生産管理又は流通合理化等
作業システムの改善等の生産管理や原木安定供給等に取り組んでいること
- 主伐後の再造林の確保
主伐後の適切な更新、主伐と主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること
- 伐採・造林に関する行動規範の策定等
伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて遵守すべき行動規範の策定等を行っていること
- コンプライアンスの確保
業務に関連した法令違反、行動規範等の違反、森林の経営管理を適切に行うことができていないこと等のいずれにも該当していないこと

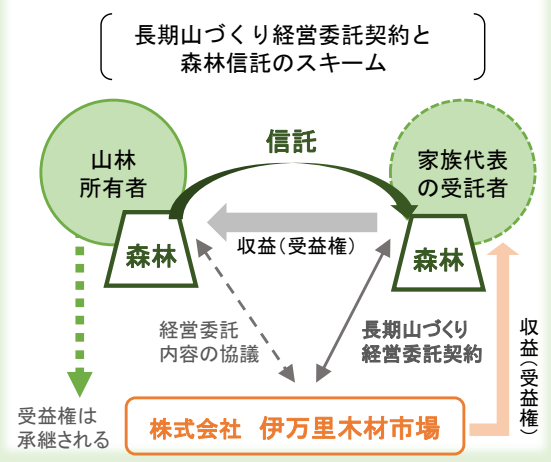
注1) このほか、「造林・保育の省力化・低コスト化」、「生産や造林・保育の実施体制の確保、雇用管理の改善及び労働安全対策、常勤役員の設置」の基準を設定
注2) 都道府県が森林経営管理制度に基づき公募・公表する民間事業者の審査基準

森林経営管理法第36条第2項に基づき 都道府県が公表している民間事業者	計	森林 組合	会社	その他 の法人	個人 事業主
注) 令和2年9月1日時点	1,318	490	732	60	36

■ 川中事業者による林業経営

事例：(株)伊万里木材市場（佐賀県伊万里市）

- 増加する川下からの原木需要に対し、素材調達力を強化するため、森林の管理経営を長期間受託する「長期山づくり経営委託契約」を実施。
- 同委託契約の実施に当たって、長期間にわたる契約を担保するため、「家族信託」の仕組みを活用。
- これまでの受託契約面積は約330ha。



事例：中本造林㈱（広島県廿日市市）

- 苗畑から製材、製品の販売まで一貫した体制で取り組む。
- 製品の販売で得られた収入をもとに、新たな森林の整備を行い、造林作業に再投資。
- 現在約2,000haの山林を経営。そのうち、約1,000haは森林認証を取得するなど自然環境に配慮した林業経営を実施。



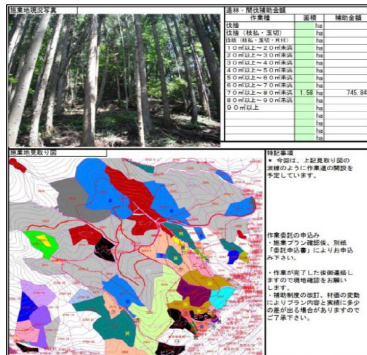
林業経営体の今後の取組方向（①販売の強化）

- ・ 林業経営体の経営安定化や従事者の定着を図るため、販売量の増加や販売単価の上昇など売上（量×単価）の増加が必要。
- ・ 集約化の取組により売上を伸ばす事例が増えているほか、複数の経営体が連携して、需要先に対して定期的な協議を行うことにより販売単価の上昇につなげている事例もあり、こうした取組を広げていく必要。

○ 事例：販売量の増加（集約化により事業地を確保）

（吾妻森林組合／群馬県）

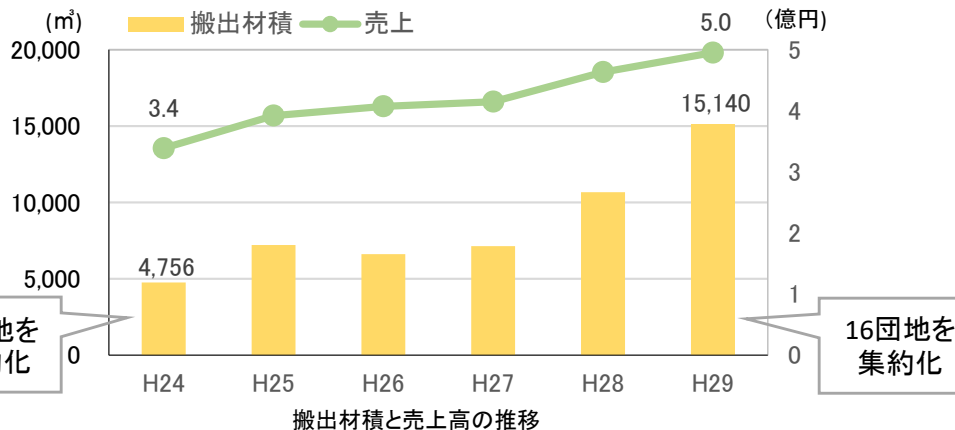
- ・ 欠損金の発生など経営が悪化する中で、平成21年度より組織改革に取り組みつつ、平成23年度に地域の原木市場が設立されたことを契機として搬出間伐を開始。
- ・ これに合わせて、地区座談会の開催や施業提案等により事業を掘り起こし、施業の集約化を進めた結果、平成24年度から29年度までの6年間で、集約化面積は1.8倍、搬出材積は3.2倍となり、組合の売上も1.5倍に増加。



施業提案書



地区座談会の開催



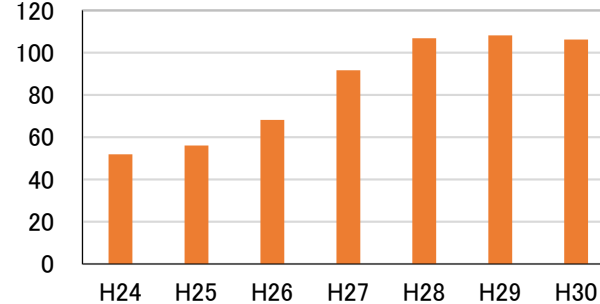
搬出材積と売上高の推移

○ 事例：販売単価の上昇（経営体間の連携）

（宮崎県森林組合連合会／宮崎県）

- ・ 平成26年より県内に立地した大型製材工場への販売体制を強化するため、県内の森林組合や素材生産事業者等と原木の安定供給に関する協議会を設立。
- ・ 協議会は工場と定期的に協議を行い、必要な原木の規格（長さや径等）を把握し、それを集荷に反映することで、工場に対し安定的に供給。
- ・ 当該工場以外も含めた連合会の販売量は増加しており、平成30年の販売量は国内最大規模の106万m³となり、この結果、山元立木価格（スギ）は全国トップクラスに。

(万m³)

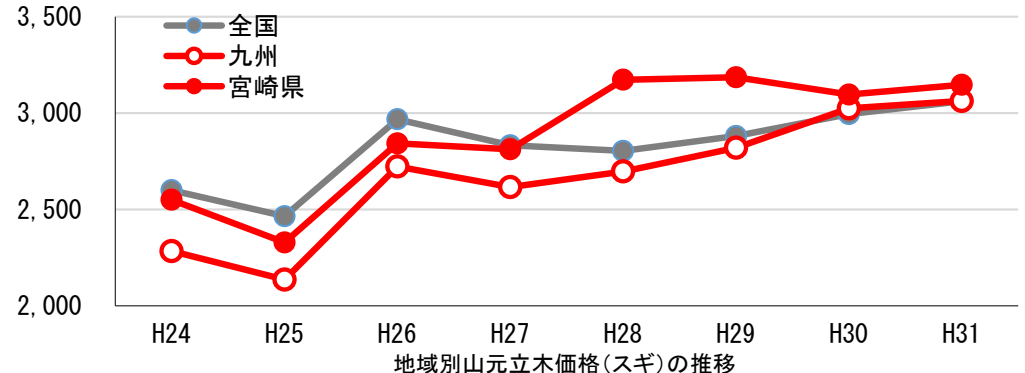


森林組合連合会の素材販売量の推移



大規模工場への原木供給

(円/m³)



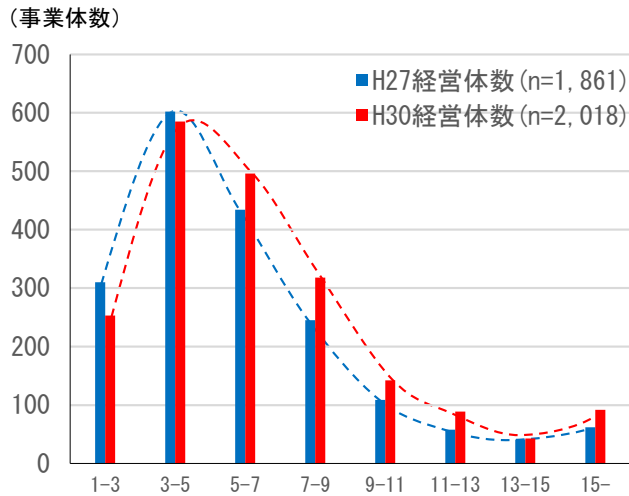
地域別山元立木価格（スギ）の推移

資料：日本不動産研究所「山元素地及び山元立木価格調」

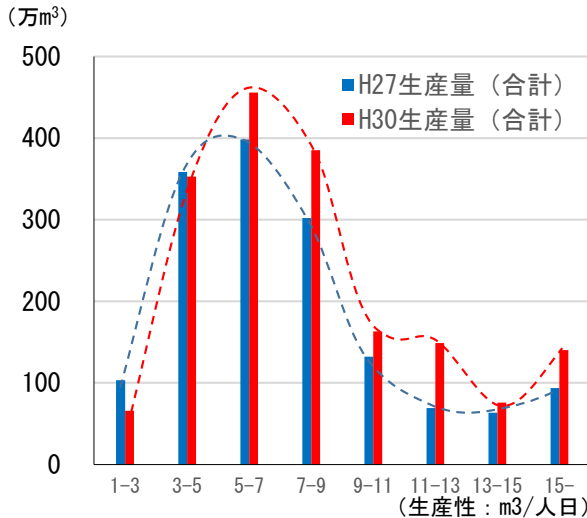
林業経営体の今後の取組方向（②生産性の向上）

- 経営体の生産性は徐々に高まっており、生産性の高い層で生産量をより伸ばしている傾向。
- 一方、生産性の低い層（～7 m³/人日）が素材生産量の約50%を占めており、この層の生産性向上が大きな課題。
- 生産性を向上させるには、路網整備、作業地確保、作業工程毎のボトルネック解消などの機械稼働率を上げる取組、ICTを活用した現場管理等を進めていく必要。

生産性階層ごとの経営体数



生産性階層ごとの生産量



生産性をあげている取組事例

～平成30年度国有林間伐・再造林推進コンクール表彰事例より～

- 生産（材）の流れを止めない作業仕組みによる生産性の向上（有限会社金山林業/長野県）
 - ・フレキシブルな人員配置やマルチ技能者の育成等により、技能者全員が能力を生かせる作業仕組みを構築。
 - ・森林管理局署と連携して日報の活用とPDCAにも取組み、ボトルネックになりやすい集材工程の生産性が向上。



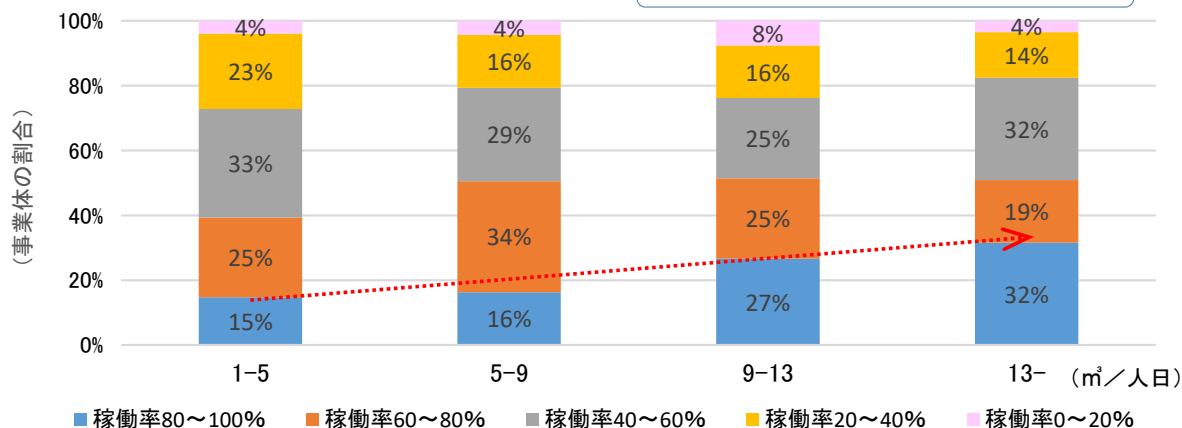
フォワーダからトラックへの直積み



作業状況に関する検討会議

生産性階層ごとの機械稼働率の状況

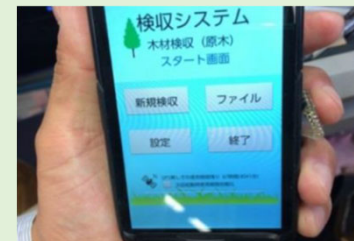
生産性が高い層は、機械稼働率が高い



※上記3つのグラフは林野庁業務資料により作成。なお、データに誤りのある可能性のあるものは排除した。
 ※機械稼働状況別、生産性の事業体数のグラフは稼働率の高いプロセッサ、ハーベスタを所有し、H27とH30を比較できる835事業体で集計した。

～生産性向上ガイドブック（H30.3林野庁業務課）より～

- 検収システムで流通改善、アプリによる日報管理（北信州森林組合/長野県）
 - ・独自開発の検収システムにより、土場に材を溜めないことで現場作業が止まることを防止。
 - ・ベテラン職員と若手を組み合わせた作業班により、若手職員の育成を図る。IT技術を駆使し、日報管理アプリを開発中。



原木量を把握するためのアプリ



新人とベテランを組み合わせた作業班

林業経営体の今後の取組方向（③マーケティング力の強化）

- ・ 施業の集約化を担う森林施業プランナーは2,000人を超え、また、施業の集約化支援を担う森林総合監理士も約1,400人となるなど、その推進体制が整備されてきたことから、その成果を経営面にも活用することが必要。
- ・ 集約化によりまとめられた事業地を基に、生産される木材の有利販売や連携による事業の効率的な実施などを通じて、主伐等により得られる利益を最大化し、再生林の推進にも寄与するため、令和2年度より森林経営プランナーの育成を開始。
- ・ 今後は、森林経営プランナーが中心となり、経営体によるマーケティングや事業連携等を促進し、林業所得の増大につなげていく必要。

■ 施業の集約化を担う人材

森林施業プランナー

(R元年度末2,299人 → R2年度末(目標)2,100人)

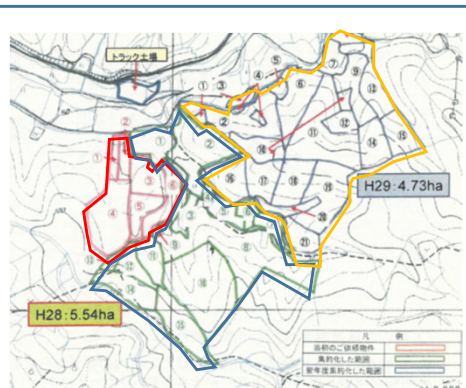
森林所有者に施業の提案を行い、集約化を担う人材



現地調査



森林所有者への施業提案



※集約化の事例
(事業地の隣接者に施業を働きかけ)

支援

■ 施業の集約化を支援する人材

森林総合監理士（フォレスター）

(R元年度末1,397人 → R2年度末(目標)2,000人)

地域の森林づくりの全体像を示し、市町村や森林所有者等への技術的支援や指導を行う人材

■ マーケティングを担う人材の育成

森林経営プランナー

(R2創設 → R4年度末(目標)500人)

木材の有利販売、事業体間の事業連携や再生林の推進など、これからの経営を担う人材

- 実績を積んだ森林施業プランナー等を対象に、森林経営に関する高度な研修等を履修させ認定

森林経営プランナー

施業プランナーA

・施業団地A

施業プランナーB

・施業団地B

・施業団地C

森林所有者

- ・木材の有利販売
- ・事業体間の事業連携による効率化
(生産性向上)
- ・再生林の推進

販売促進や外部人材の活用等
経営相談等伴走支援

【ねらい】

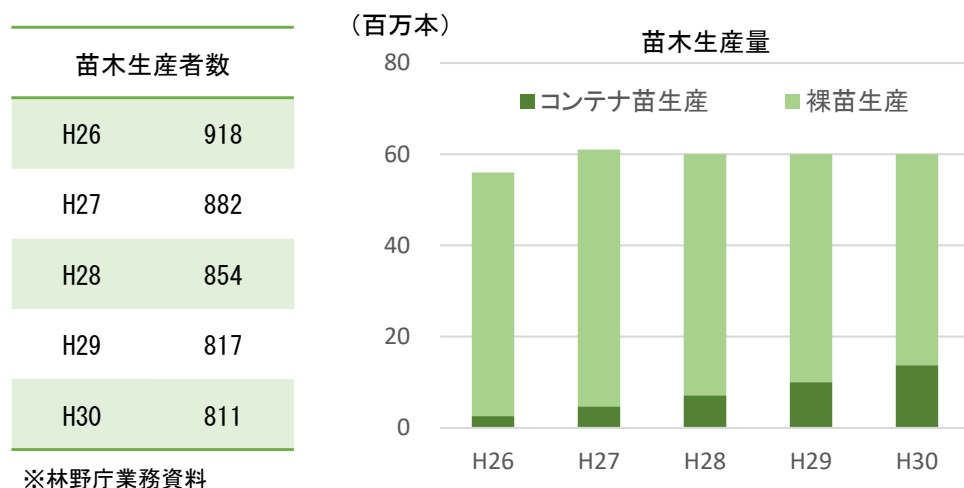
山元への収益還元、再生林資金の確保

- ・ 森林経営プランナー等を側面から支援し、さらに林業所得を増大するため、その育成と合わせて、
 - ①木材の販売促進や外部人材の活用等の支援
 - ②経営上の課題に対する経営相談等伴走支援体制の充実等が必要

苗木生産者の育成と造林作業への対応

- 持続的な林業経営を行っていくためには、再造林の着実な実施が必要であり、苗木生産者の育成が重要。このため、生産効率等で優位なコンテナ苗の普及拡大に向けて、生産設備の導入を支援。
- また、森林組合等の林業経営体と苗木生産者等が連携して苗木を生産する取組や、造林作業者を確保・育成する取組が行われており、このような取組を広く普及し、再造林の体制整備を進めていく必要。

苗木生産者数と苗木生産量の推移



苗木生産のコストの低減

○スギの苗木価格(全国値)

裸苗	コンテナ苗
73～193円	140～279円

※森林整備事業標準単価(R1年)より作成



挿し穂の採取



コンテナ苗の出荷作業

- コンテナ苗は乾燥期や降雪期等を除き、通年植栽可能であるが、裸苗に比べ価格が高い。
- 育苗コストは、年間生産本数5万本まで急激に低下し、その後30万本まで逡減することから、機械化等による生産の効率化が必要。

「林業・木材産業成長産業化促進対策」において、生産規模5万本以上を要件に、コンテナ苗生産設備の導入を支援。

安定的な苗木供給と再造林の取組事例

○ 伐採者と造林者の連携協定と苗木の供給(石央森林組合／島根県)

- 素材生産業者と森林組合が、再造林にかかる連携協定を締結。伐採と再造林の作業方法については、事前に協議を重ね、一貫作業を実施。
- 再造林に使用するコンテナ苗は森林組合が生産し、伐採の進捗状況に応じて苗木を供給。

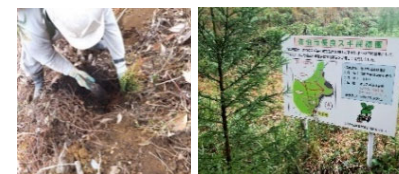


森林組合

素材生産業者

○ 造林作業者の確保・育成と苗木の確保(佐伯広域森林組合／大分県)

- 組合の直営班を月給制にするとともに、新規採用者には装備の支給など独自の雇用システムを実施。さらに、技術を習得させた後、請負作業班への独立も支援。
- また、苗木の安定確保のため、組合を含む地域の苗木生産者による「南部地域生産者協議会」を設立し、組合が全量を購入。生産拡大のため、採穂園整備を推進。

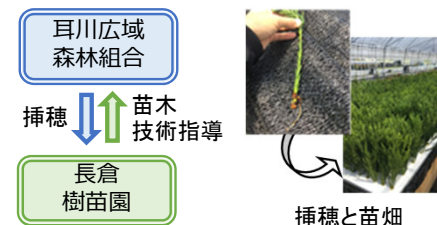


造林作業者の確保・育成

採穂園整備

○ 森林組合と苗木生産者との協力(耳川広域森林組合・長倉樹苗園／宮崎県)

- 森林組合が造林地等からの挿穂の取得を、苗木生産者が育苗を行い、生産された苗木を組合が山へ植栽。
- 苗木生産者は組合に対し、良い苗木づくりのため、挿穂の採取についての技術指導を実施。



○ 林福連携による苗木生産(社会福祉法人花輪ふくし会／秋田県)

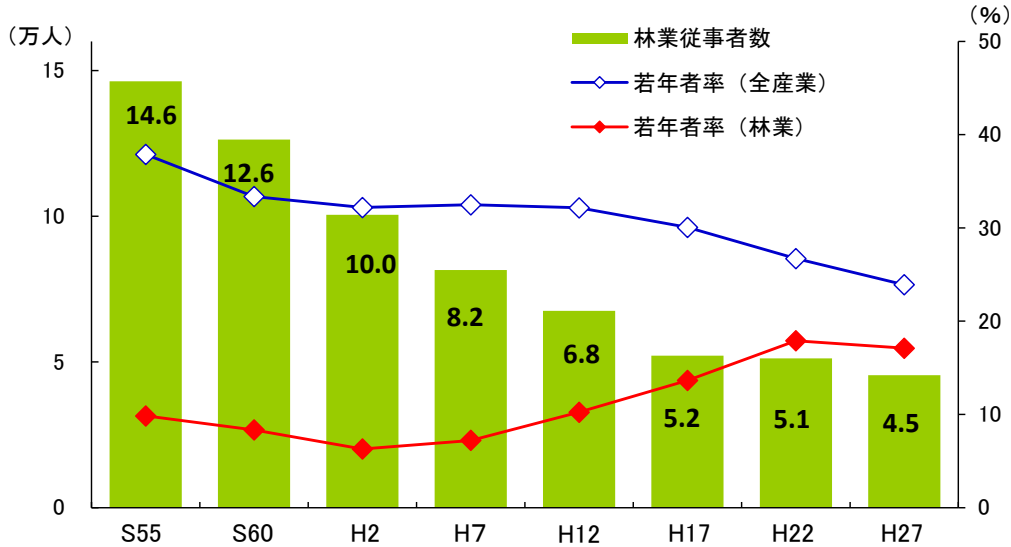
- 地元の鹿角森林組合の委託生産等により、低コスト造林に必要なスギコンテナ苗の生産を平成26年度より開始。
- 花き栽培用のハウス1棟をスギコンテナ苗の生産にあて、障がい者3人と職員3人で培地詰め、播種、水やり、病害虫防除等を実施。
- スギコンテナ苗の生産はふくし会の就労に合っており、スギ苗20万本の生産を目標に取組を拡大中。



林業従事者の現状

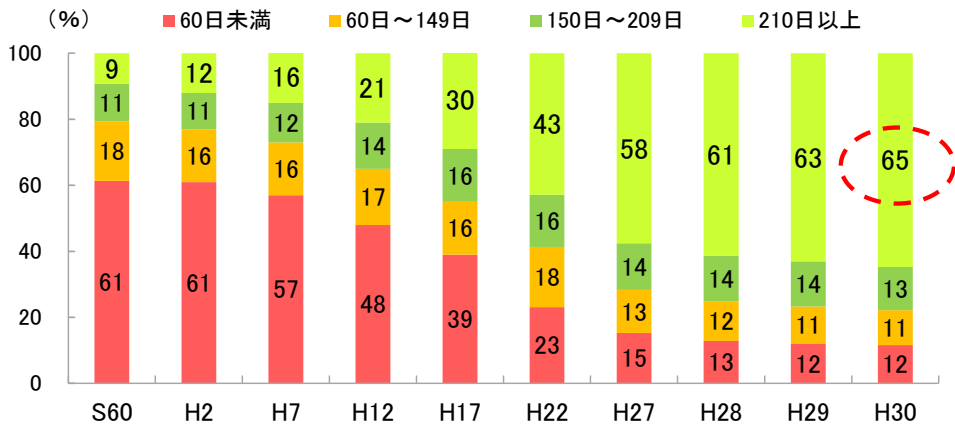
- 人口減少が見込まれる中、林業従事者における若年者率は上昇傾向を示しているものの、林業従事者の総数は長期的に減少。
- 年間就業日数が210日以上林業従事者の割合は増加し、年間平均給与も上昇しているが、30代以降の給与の伸びは頭打ちで、年間平均給与は全産業より100万円程度少ない状況。
- 就業後3年経過時の定着率は、全産業よりも高いが、年数が経過するにつれて定着率は下がり、7年以上経過で50%以下。

林業従事者数の推移



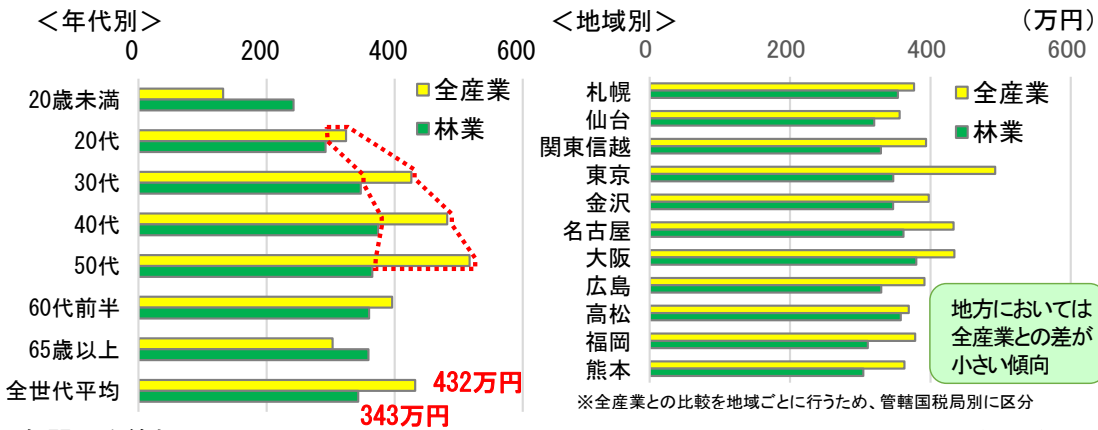
資料：総務省「国勢調査」
注：若年者率は、総数に占める35歳未満の割合

林業従事者の年間就業日数



資料：林野庁「森林組合統計」

全産業と林業従事者の年間平均給与 (H29)



	年間平均給与 (万円)			林業 (万円)
	全産業	東京国税局管内のみ	東京国税局管内を含まず	
H29	432万円	492万円	403万円	343万円
H25	414万円	484万円	379万円	305万円

資料：民間給与実態統計調査、林野庁業務資料
注：東京国税局管内の都県は東京都、千葉県、神奈川県、山梨県

就業後3年経過時の定着率

業種	就業年					5年間平均
	H24	H25	H26	H27	H28	
林業(緑の雇用)	68.3	72.1	67.9	69.6	72.8	70.1
林業(緑の雇用以外)	60.3	60.7	62.6	60.6	60.2	60.9
全産業(高校卒)	60.0	59.1	59.2	60.7	60.8	60.0

資料：林業は業務資料、全産業は厚生労働省の学歴別離職後3年以内離職率より試算

経過年数別定着率 (緑の雇用研修生の平均)

経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
定着率	84.2	73.1	65.7	60.4	55.8	52.2	49.4	47.1	44.9	43.1

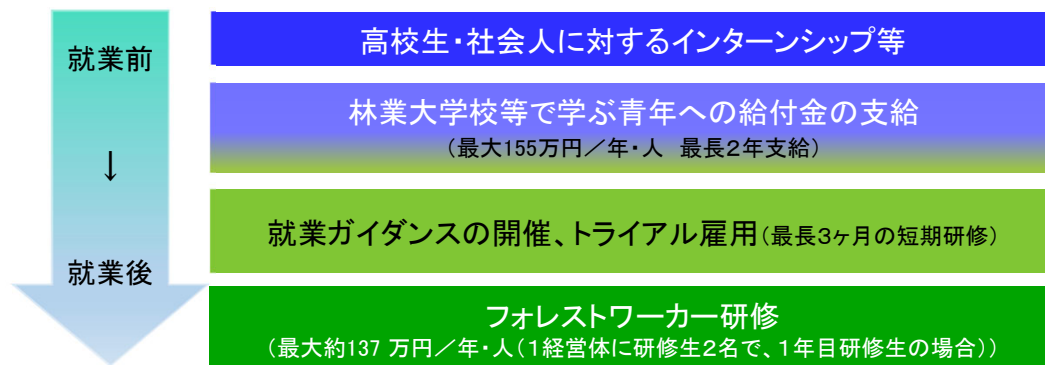
資料：林野庁業務資料

7年以上経過で50%以下

新規就業者の確保と現場技能者の育成

- 「緑の雇用」事業の実施により、平成15年度以降は、年間3,300人程度の新規就業者を継続して確保。
- 森林施業を効率的に行う現場技能者を育成するため、現場管理を担う総括現場管理責任者等へのキャリアアップの推進により、現在3,000人以上が育成されているが、令和7年度末の目標7,200人に向けて、引き続きの取組が必要。
- 補助事業等の採択にあたって、労働環境の改善に資する取組を評価するクロスコンプライアンスを引き続き実施していく必要。

■ 新規就業者の確保（「緑の雇用」事業）

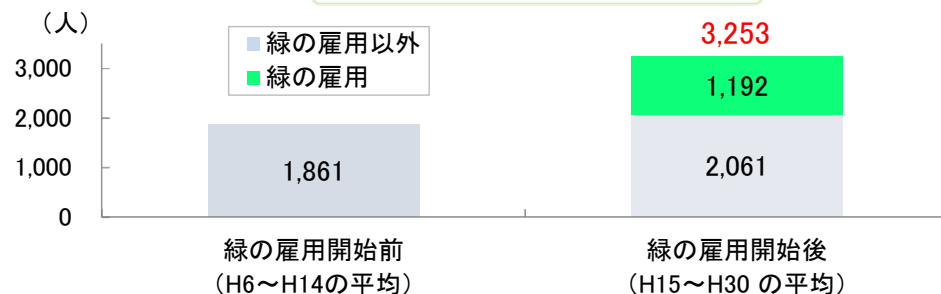


就業相談会



トライアル雇用 短期研修

新規就業者数(年平均)



資料：林野庁業務資料

■ 現場技能者の育成（現場技能者キャリアアップ対策）

総括現場管理責任者、現場管理責任者を合わせて
3,128人育成(R元年度末現在) → 目標7,200人(R7年度末)

統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）

複数の現場を統括管理するために必要な知識・技術等の習得のための研修(就業10年以上)

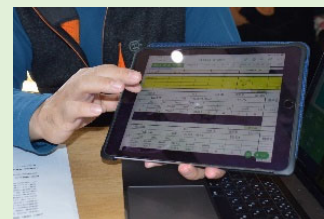
現場管理責任者（フォレストリーダー）

担当現場の効率的な運営に必要な知識・技術等の習得のための研修(就業5年以上)

林業作業士（フォレストワーカー）＜「緑の雇用」事業で実施＞



○ 現場技能者の育成事例【森の樹林産株式会社（岐阜県）】



数値の見える化による人材育成

- 現場工程・進捗管理をExcelシートで行い現場技能者全員で共有。
- 各技能者の作業状況等を見える化することで、技術力を相互に把握し、技術向上や若手指導の目安とするなど、チーム力の底上げに役立っている。

■ クロスコンプライアンスの実施

＜補助事業等における要件設定＞

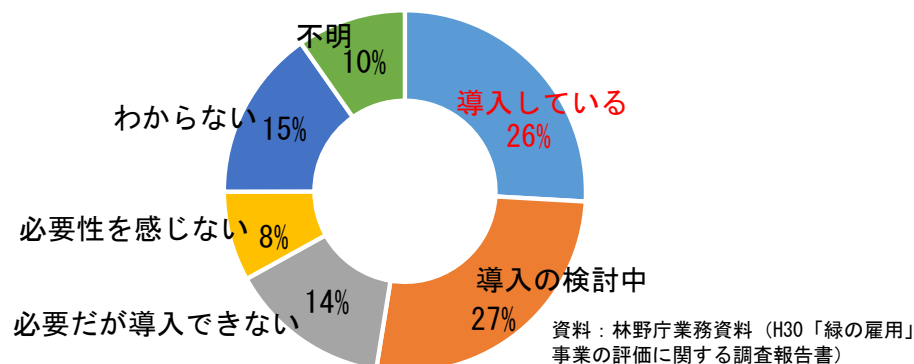
- 林業従事者の定着率が50%以上であること（採択要件）
 - 月給制や能力評価システムを導入していること（加点要件）
 - 社会保険に加入していること（加点要件）
- 等の要件設定を行うことで、林業従事者の確保に向けた取組を促進

林業従事者の処遇改善

- 林業経営体において習得した技術・実績等を客観的に評価することで給与に反映するなど、処遇改善に資する能力評価の導入を推進（能力評価の導入状況は26%）。
- 平成31年4月に設立された林業技能向上センターが技能評価試験の検討を開始。林業従事者の技能の習得レベルを適正に評価し、処遇改善につながるものであることから、引き続き推進していくことが重要。
- 林業従事者の処遇の改善を図ることで、林業における定着率の向上を目指す。

能力評価の導入

林業経営体における能力評価の導入状況（n=687）



能力評価の優良事例（H30能力評価優良事例より）

○ 株式会社 東京チェーンソーズ（東京都）



働きやすい職場環境づくりのために能力評価システム

- ・日給制のつらさを実感した社長が、**全員月給制を導入**
- ・人事管理制度整備のため、専門家の指導を受け、**社員の等級、役割、能力を明確化**し、職務基準を策定

○ 平澤林産 有限会社（長野県）



明確な基準による人事管理制度の整備のために導入

- ・評価結果に基づく**能力に応じた給与・賞与の決定**
- ・経営理念を反映した能力評価基準を明示し、従業員の意識を改革し、生産性の向上、業務の効率化を図る

技能評価試験の構築

H31年4月に設立された林業技能向上センターが、技能検定への林業の追加を目指し、技能評価試験の試行等の取組を開始

- ・評価ツール作成
- ・試行的試験の企画、実施
- ・評価者養成（土台づくり）

R2年度

- ・試行的試験の本格実施
- ・評価者養成（試験体制の構築）

3級

2級

1級



学科試験



実技試験

技能検定制度（H30.7現在：130種）

労働者の技能の習得レベルを評価する国家検定制度

【技能検定制度のメリット】

- ・技能評価による給与への反映など**処遇改善に寄与**
- ・技能実習2号の技能評価試験への活用が可能

処遇改善に向けた「働き方改革」の推進

林業における「働き方改革」の実現に向けて
～林業経営者向け手引き～ 〈HP公表〉

働き方改革関連法の成立（H30.7）を受けて、検討会を計3回開催し、とりまとめ（H30.10～H31.2）

＜林業における5つの課題＞

- ①働く環境の基礎整備
- ②労働安全の確保
- ③労働力の確保
- ④**能力に応じた賃金制度の構築**
- ⑤雇用の改善

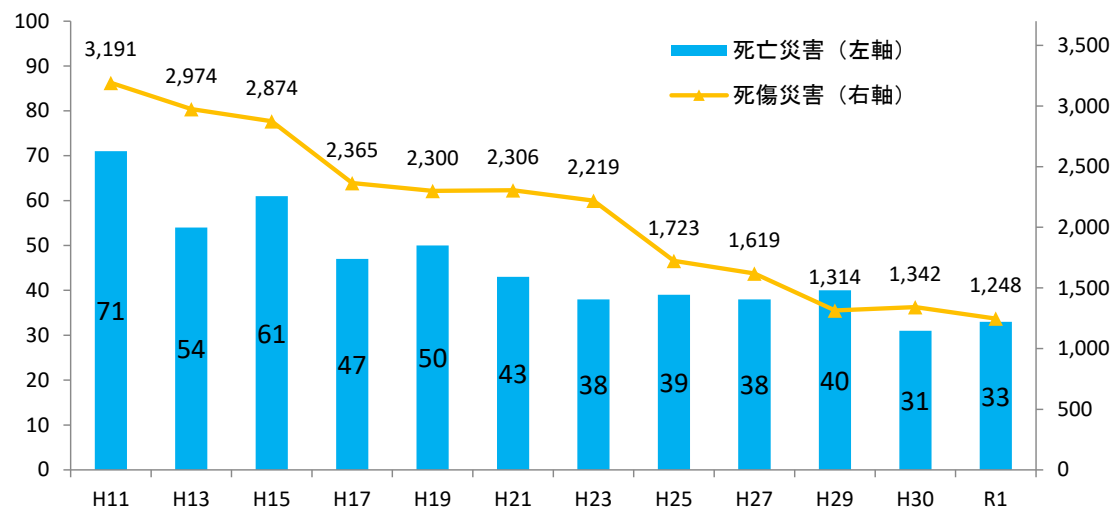
＜課題解決へのヒント＞

- ①就業規則、作業請負契約書の作成
- ②作業のルール化、作業手順の徹底
- ③育休、介護休暇、女性用トイレ等の整備
- ④**能力を適正に評価し、昇級や給与に反映**
- ⑤通年働ける業務や体制の構築

林業労働災害の現状

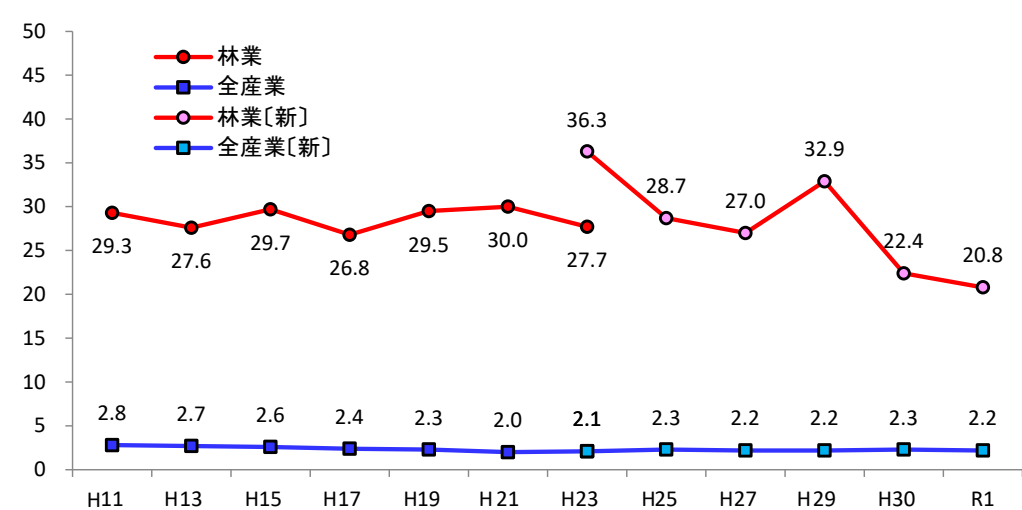
- 林業の労働災害発生件数は減少しているが、災害発生率は他産業に比べ未だに高い状況。
- 林業労働災害は、①伐木作業中の事故が多い、②経験年数の少ない作業者に加え経験豊富なベテランでも被災する、③被災の状況が目撃されていないという特徴。

林業の労働災害発生件数の推移



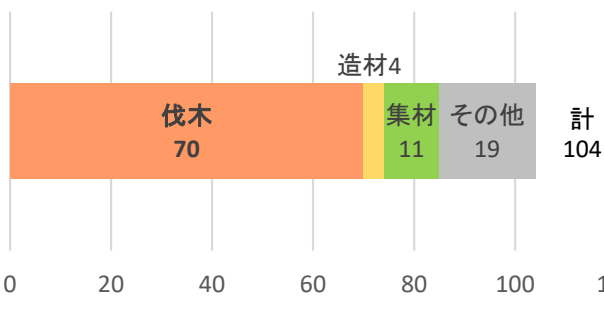
資料：労働者死傷病報告（厚生労働省）
注：東日本大震災を原因とするものを除く（H23）

死傷年千人率の推移



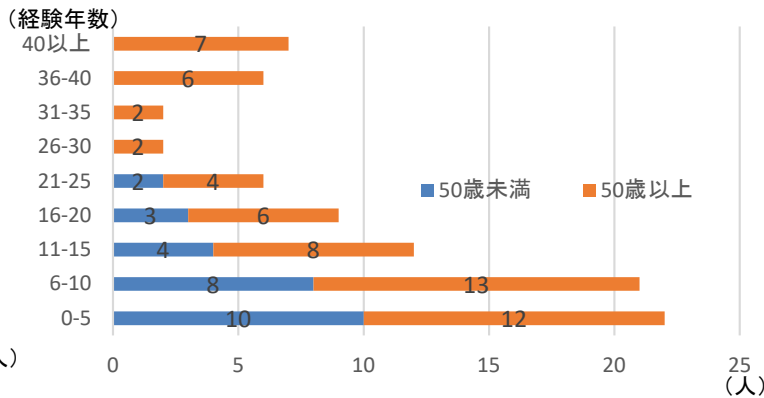
資料：業種別死傷年千人率（厚生労働省）
注1：死傷年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数（休業4日以上）
注2：平成24年より算定基礎を「労働者災害補償保険事業年報」及び「労災保険給付データ」から「労働者死傷病報告書」及び「総務省労働力調査」に変更。

林業労働災害の特徴 ①



資料：林野庁業務資料
注：平成29年から令和元年の死亡災害104件について作業種ごとに分析

林業労働災害の特徴 ②



資料：林野庁業務資料
注：平成29年から令和元年の死亡災害104件のうち、死亡時点の経験年数が判明できた87件の分析

林業労働災害の特徴 ③

死亡災害の目撃の状況等

・死亡災害の目撃の状況

目撃された	22件
目撃されていない	79件 (76%)
不明	3件

・目撃されていない災害での被災者発見までの時間

概ね2時間以内	38件
2時間以上	34件
不明	7件

・被災者発見状況の例

屋食や帰宅等集合時間に戻ってこないで探しに行行って発見
チェーンソーの音が止まったので見に行行って発見
通行人ががたまたま発見

資料：林野庁業務資料
注：平成29年から令和元年の死亡災害104件の分析

労働安全対策の取組

- ・ 林業の高い労働災害発生率を受け、第13次「労働災害防止計画」(H30.2)では林業が重点分野の一つとして明記されるとともに、伐木等の実施に関する労働安全衛生規則が改正(H31.2)。(令和元年は第13次「労働災害防止計画」の目標を達成。)
- ・ 各種研修等の実施に加えて、近年では、林業労働災害の特徴を踏まえた最新装置を用いた研修や、補助事業等の採択にあたって労働安全の取組を評価するクロスコンプライアンスの取組を導入・拡大。
- ・ 都道府県とも連携して取組の重点化を図るなど、労働安全対策を更に推進し、死傷年千人率を10年後に半減することを目指す。

■ 労働安全衛生法に基づく対応

- 第13次労働災害防止基本計画(H30.2)
厚生労働大臣が定める5か年計画

・ 業種別目標

林業：令和4年までに死亡災害を15%以上減少(平成29年比)

・ 重点事項ごとの具体的取組

林業：伐木等作業の安全対策の推進により、死亡災害の撲滅を目指す

- 労働安全衛生規則の改正(H31.2)

- ・ かかり木の処理における禁止事項の規定
- ・ 伐採時の立入規制の規定
- ・ 下肢の切創防止用保護衣着用の義務化等

■ 林業労働安全対策

- 安全研修や安全診断の実施

- ・ 現場技能者に対する研修
- ・ 経営者の意識改革を図るため、林業経営体の安全の取組状況の専門家による診断
- ・ 安全衛生に係る普及啓発

- 高性能林業機械の導入支援

- 安全衛生装備・装置の導入支援



かかり木処理を安全で労働負荷も少なく実施するためのウインチ

- 最新装置等を用いた研修の実施

ベテランの作業員を対象に、伐木作業に関する最新装置を活用した研修



作業員の異変を察知して、ヘルメットに振動を与えることにより伝達し、早期発見が可能

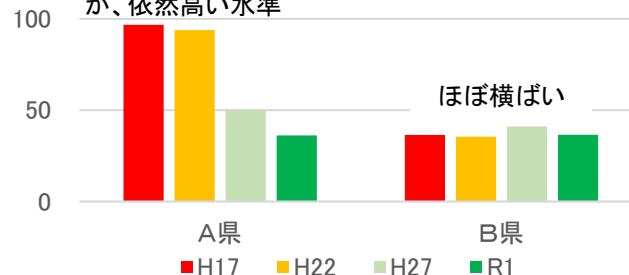
- クロスコンプライアンス

<補助事業等における安全に関する要件設定>

- 労働安全対策を行っているとして都道府県が選定した林業経営体であること(採択要件)
 - 安全診断を受けていること(加点要件)
 - 死亡災害が発生していないこと(加点要件)
- 等の安全に関する要件設定を行うことで、労働安全確保に向けた取組を促進

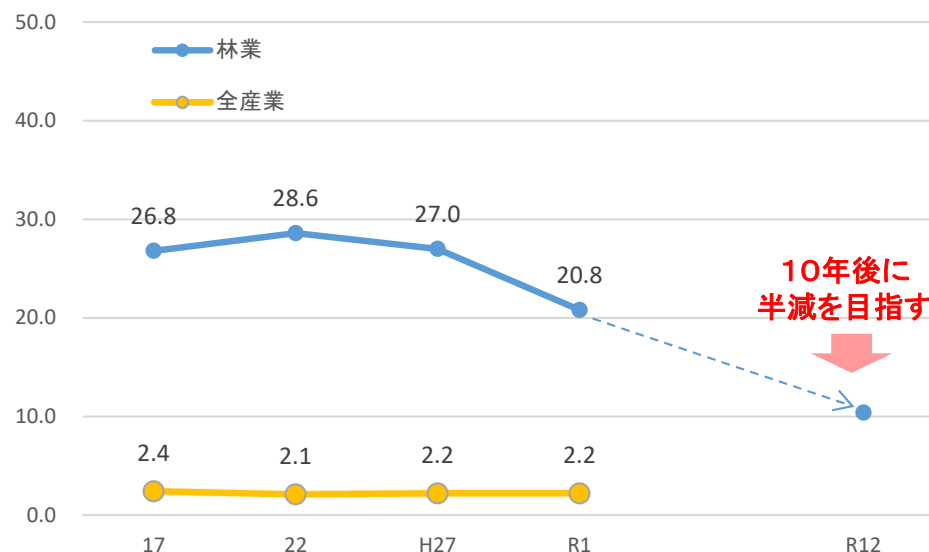
■ 都道府県別にみた労働災害の発生状況

➢ 都道府県別の死傷年千人率(試算値)の推移
大きく減少しているが、依然高い水準



都道府県によって、労働安全対策の取組状況や労働災害の発生状況は様々であり、それぞれの状況に応じた対策が必要。

■ 死傷年千人率の目標



※ 業種別死傷年千人率(労働者千人当たり1年間に発生する死傷者数(休業4日以上))(厚生労働省)